

熊本県いじめ防止基本方針（改訂）のポイント

令和2年（2020年）11月24日
熊本県教育委員会

今回の改訂のポイントは以下のとおりです。

【改訂のポイント】

(1) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」改定内容（平成29年3月）の反映

◆ いじめの定義解釈の一部変更

改訂前 (p3)	⇒	改訂後 (p3~4)、いじめの定義
けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。		けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

◆ いじめの解消について2つの要件を明示

改訂前	⇒	改訂後 (p18)、学校が実施すべき施策
(記載なし)		いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。 (ア) いじめに係る行為が止んでいること ・ その期間は、少なくとも3か月を目安。 ・ いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。 (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・ 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

(2) 熊本県いじめ防止対策審議会条例の改正（平成30年3月）等に伴う加筆

◆ 熊本県いじめ防止対策審議会における重大事態の調査方法を明記

改訂前	⇒	改訂後 (p2) 「(2) 熊本県いじめ防止対策審議会」の箇所に加筆
(記載なし)		熊本県いじめ防止対策審議会は、県立学校における重大事態(教育委員会規則で定めるものに限る)に係る事実関係を明確にするための調査を行う(法第28条)。

(3) 平成30年5月発生 of 県北高校生自死事案に係る調査報告(提言)の反映

◆ 言語環境の整備と教師の支援体制について関連箇所に変更加筆

p9、「(3) いじめの防止等のための取組」	
	教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

◆ 教師の連携について関連箇所に変更する加筆

p 14、「(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置」

「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければならない。

(4) 平成30年5月発生 of 県北高校生自死事案に係る再調査報告（提言）の反映

◆ 管理職のスキルアップ研修について新たに加筆

p 12、「(3) いじめ防止等のための取組」

県教育委員会は、管理職のいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図るための研修が充実するよう必要な措置を講じる。

◆ 遺族への丁寧な対応について関連箇所に変更する加筆

p 22、「(1) 重大事態の発生と調査」

遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

◆ 「人権尊重」に立った生徒の言語環境に対する指導について関連箇所に変更する加筆

p 9、「(3) いじめの防止等のための取組」

特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

(5) 平成25年8月発生 of 県央高校生自死事案に係る控訴審判決内容を踏まえた加筆

◆ 寮における生徒指導上の事案への対応について関連箇所に変更する加筆

p 6、「(3) いじめへの対処」

特に、寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

【参考：熊本県いじめ防止対策審議の経緯】

令和 元年 9月	「熊本県いじめ防止基本方針の見直し及びそれに伴う施策等について」 諮問(9/25)
令和 元年 10月	第1回いじめ防止対策審議会 (10/4)
令和 2年 2月	第2回いじめ防止対策審議会 (2/13)
令和 2年 7月	第3回いじめ防止対策審議会 (7/15)
令和 2年 8月	第4回いじめ防止対策審議会 (8/5)
令和 2年 9月	「熊本県いじめ防止基本方針の見直し及びそれに伴う施策等について」 答申(9/14)